# 社会福祉法人甲南会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲南会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定 に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程でいう役員等とは、役員である理事・監事及び評議員、評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員をいう。
- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の報酬等)

- 第3条 役員等の報酬は、別表により支給する。
- 2 月額報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の25日(その日が金融機 関営業日でない日の場合は、その前日)に当該役員等の指定する銀行等の預金口座へ 振込みにより支払う。
- 3 日額報酬は、前月の11日からその月の10日までを計算期間とし、その月の25日(その日が金融機関営業日でない日の場合は、その前日)に当該役員等の指定する銀行等の預金口座へ振込みにより支払う。
- 4 常勤役員には、職員給与規程に定める通勤手当を支給する。
- 5 役員等には、賞与は支給しない。
- 6 役員及び評議員には、退職慰労金を支給する。

(出張旅費)

- 第4条 役員等が法人業務のために出張したときは、職員の旅費規程の例により旅費等を 支払う。
- 2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張 終了後精算することができる。

(役員等の職務証跡)

第5条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力 するものとする。

(役員退職慰労金)

第6条 第3条第6項に規定する退職慰労金(以下、「役員退職慰労金」という。)は役員及び評議員の退任に際し、在任中の職務執行の対価として支給することとして、感謝の意を表すものとする。

# (役員退職慰労金の計算方法)

- 第7条 役員及び評議員の任期に空白期間がなく、連続している場合には、これを通算して1年当り10,000円として、当該期間に掛けて積算した額とし、1年未満の月数は、1か月に満たない月は1か月に繰り上げ、円未満の端数は、円に切り上げるものとする。
- 2 役員退職慰労金は、原則として退任の日から2か月以内に支給するものとする。
- 3 法人は、役員退職慰労金の支給に際し法令に基づく源泉税及び法人に対して負うべき債務の全額を控除するものとする。

## (役員退職慰労金の対象)

- 第8条 令和5年4月1日以降に就任する役員及び評議員を対象とし、当該日以前に当該職にあった者は、就任した日に遡り適用する。
- 2 役員退職慰労金は、円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 退任した役員及び評議員のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、役員退職慰労金を減額又は支給停止することができる。
- 4 解任された役員及び評議員には、役員退職慰労金を支給しない。
- 5 第3項、第4項の規定は、理事会及び評議員会の決議を経て行うこととする。

#### (公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の 支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

## 附則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年3月5日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年3月5日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。(別表)
- この規程は、平成22年 2月25日から施行する。(第1条、第4条、別表)
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。(別表)
- この規程は、平成26年3月5日から施行する。(第5条削除、別表)
- この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。(全面改訂、別表備考欄追記)
- この規程は、平成28年12月26日から施行する。(別表備考欄追記)
- この規程は、平成29年4月13日から施行する。(第3条、第7条、別表)
- この規程は、令和5年 4月11日から施行する。(第3条変更、第6条から第8条追記)
- この規程は、令和5年 7月 1日から施行する。(別表)

# 別表(第3条関係)

職名	勤務形態	報酬		/# <del>**</del>
		区分	金額	備考
理事長	非常勤	月額	80,000円	月2日以上業務出席を要す。 未達の場合20,000円減額。
理事	非常勤	月額	20,000円	月1日以上業務出席を要す。 未達の場合10,000円減額。
理事	常勤	月額	10,000円	職員給与を支給している理 事に、職員給与に加えて支給
常務理事	常勤	月額	350,000円	月12日以上業務出席を要す。 未達の場合100,000円減額。
監事	非常勤	月額	20,000円	月1日以上業務出席を要す。 未達の場合10,000円減額。
評議員	非常勤	日額	10,000円	評議員会に出席した都度支給
評議員選任·解 任委員会委員	非常勤	日額	5,000円	外部委員に対し、当該委員 会に出席した都度支給
第三者委員会 委員	非常勤	日額	5,000円	当該委員会に出席した都度支給